

# 研究倫理規程

## 前文

日本移植・再生医療看護学会（以下、「本学会」）は、移植及び再生医療における看護学の発展と人々の健康と福祉に貢献することを目的として、看護学研究の推進を図っている。研究活動において、研究者の真理を追究する姿勢と研究者の自律性を尊重されなければならない。

また、責任ある研究者として研究活動の公正性の確保が求められている。研究者は、社会と国民の信頼と負託の上に研究活動が成り立っていることを真摯に心に留めておかなければならない。

本規程は、個人情報保護に関する法律、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に示された倫理規範や規程等を踏まえ定めるものとする。

本学会は、会員による人を対象とした研究に関連するこれら倫理規範や規程等における理念や規程を重視し、ここに研究倫理審査委員会規程を定める。

## 目的

**第1条** 本規定は、本学会会員による人を対象とする研究活動において、遵守すべき事項を定めることにより、研究対象者や研究に関わる人々の尊厳と人権が守られ、安全性の確保と倫理的・科学的に適正な研究を行い、会員が研究者としての責任を果たすことを目的とする。

## 研究者の責務

### 第2条 研究者の基本的責務

1. 会員は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、ヘルシンキ宣言及び本規定に則り研究を実施しなければならない。
2. 会員は、研究倫理および個人情報保護に関する法令、指針を遵守しなければならない。
3. 会員は、人を対象とする研究の実施について、所属機関の研究倫理規程に則って、倫理審査委員会の審査及び研究機関の長の許可を受けた上で研究を実施しなければならない。
4. 会員は、人を対象とする研究を実施するに当たっては、原則として、研究対象者又は代諾者に対して研究内容について十分な説明を行い、同意を受けなければならない。
5. 会員は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。
6. 会員は、研究の実施に携わる上で知り得た研究対象者や関係者に関わる個人情報や研究の独創性に係る情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
7. 会員は、研究の実施に先立ち、研究倫理に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究の安全性、信頼性、科学的妥当性の確保のために、研究の実施に必要な知識及び技術を習得するための教育・研修を受けることに努めなければならない。

## 研究の質及び透明性の確保

### 第3条 研究の質および透明性の確保

1. 会員は、研究の実施で取得または作成した試料・情報等を保管し、それらの質が損なわれないよう、また漏えいや紛失等が行らないよう、所属機関の規程に則って安全に管理しなければならない。

2. 会員は、研究を実施するときには、利益相反に関する状況について、所属機関に申告するとともに、研究計画書への記載および研究対象者に説明を行わなければならない。また、当学会の学術集会及び学会誌への投稿の際にも公表しなければならない。

#### 4条 研究資金の適正な使用

会員は、公的、民間を問わず研究費の助成を受けて研究を実施する場合、助成元機関の定めるルールを遵守し、研究目的に合わせて適正に取り扱わなければならない。

#### 5条 研究不正

1. 会員は、研究実施中及び研究成果を学術集会や学会誌等で公表する際に、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の他、二重投稿、不適切なオーサiership等の不正行為を行ってはならない。
2. 当学会の学術集会及び学会誌公表されたもので、研究不正が認定されたものについては、論文撤回を要請する場合がある。

#### その他

#### 第6条 規程の変更

この規定の変更は、理事会の承認を経なければならない。

#### 附則

この規程は、令和8年5月14日から施行する。

#### 参考文献

1. 「WMA Declaration of Helsinki – Ethical Principles for Medical Research Involving Human Participants」  
World Medical Association. <https://www.wma.net/policies-post/wma-declaration-of-helsinki/>
2. 「世界医師会ヘルシンキ宣言 人間の参加者を含む医学研究のための倫理的原則」樋口範雄 東京大学名誉教諭監  
訳、日本医師会訳 [https://www.med.or.jp/dl-med/wma/202410kaitei\\_helsinki\\_j.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/wma/202410kaitei_helsinki_j.pdf)
3. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和3年3月23  
日（令和5年3月27日一部改正） [https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2373\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/lifescience/bioethics/files/pdf/n2373_01.pdf)
4. 回答「科学研究における健全性の向上について」日本学術会議 平成27年3月6日
5. 「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー 【テキスト版】」（日本学術振興会）
6. 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン：文部科学省大臣決定 平成26年8月26日  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afiedfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afiedfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)
7. 「看護研究のための倫理指針」国際看護協会 訳：日本看護協会  
<https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/pdf/guiding.pdf>